

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年4月29日 11時00分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜区（石浜水道） 地蔵島灯台から真方位061° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯38° 20.2′ 東経141° 06.2′）
事故の概要	プレジャーヨットTEDDY BEARは、機走により航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年5月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット TEDDY BEAR、5トン未満（長さ6.27m）
船舶番号、船舶所有者等	230-11660宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底のセンターキール部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約29cm（仙台塩釜）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、宮城県石巻市田代島から宮城県松島町に所在するヨットハーバーに向かう目的で、GPSプロッターを作動させながら、仙台塩釜港塩釜区内の石浜水道を北西進していた。</p> <p>船長は、本船を帆走から機走に切り替えた後、約2ノットの対地速力で自動操舵により航行させ、目視による周囲の見張りを行いながら、‘後部甲板上でメインセイルを下ろす作業’（以下「セールダウン作業」という。）を開始した。</p> <p>船長は、風によってばたついた状態のメインセイルを収納しながら、セールダウン作業を続けていたところ、突然船底からの衝撃を感じた。</p> <p>船長は、周囲を確認したところ、柏木島西北西方の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げたことに気付き、自力で離礁しようと試みたものの、離礁できなかったため、ヨットハーバーに本事故の発生を連絡して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援したヨットハーバー所属の救助艇によって本件浅所から引き出された後、自力で帰港した。</p> <p>船長は、柏木島付近には浅所及び岩礁が存在していることを知っていたが、本事故当時、メインセイルを収納することのみに夢中となっていたので、本船が、西風を左舷側から受けて予定進路よりも東寄りの</p>

	<p>進路となったことで、本件浅所に接近していたことに気付かなかった。</p> <p>本船は、水面から船底のセンターキール下端までの垂直距離が約1.2mであった。</p> <p>海図W64A（仙台塩釜港塩釜）によれば、本事故発生場所付近の水深は、約0.8～1.5mであった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、石浜水道を機走により北西進中、船長が、船位の確認を行っていなかったことから、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、当初、目視による周囲の見張りを行っていたものの、セールダウン作業を開始した後、メインセールを収納することのみに意識を集中していたことから、本船が本件浅所に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、石浜水道を機走により北西進中、船長が、メインセールを収納することのみに意識を集中し、船位の確認を行っていなかったため、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーヨットの船長は、単独で乗り組む際、機走中にセールダウン作業を行うと、セールダウン作業のみに意識を集中し、船位の確認や周囲の見張りがおろそかになることがあるので、他船、障害物等のない安全な海域において停船した状態でセールダウン作業を行うことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

